令和2年度 五城目町会計年度任用職員を募集します

▶任用期間 8月1日~3月31日(長期休業時の任用 の中断あり)

▶勤務時間 午前7時~午後4時50分のうち7時間

(休憩1時間除く) 35時間/週

▶業務内容 町立学校での給食調理等

▶報酬(給料) 889円/時間

▶担 当 課 町教育委員会学校教育課(☎852・5372)

②学習支援員(放課後)······3人

▶業務内容 小学校児童の学習支援(放課後)の補助

▶任用期間 7月27日~3月31日(長期休業時は勤務 時間の延長あり)

▶勤務時間 学校教育課長が別途指示する日において 1日につき4時間以内 15時間/週

▶報酬(給料) 1.128円/時間

▶必要な技術・資格 幼稚園、小学校または中学校の 教員免許状

▶担 当課 町教育委員会学校教育課(☎852・5372)

①調理員・・・・・・・・・・・・・・・・] 人 │ ③事務補助員・・・・・・・・・・・] 人 │

▶業務内容 朝市ふれあい館施設管理運営業務補助、 定市場管理運営業務補助

▶任用期間 8月1日~3月31日

▶勤務時間 午前7時~午後5時のうち7時間(休憩1 時間除く) 35時間/週

▶報酬(給料) 889円/時間

▶必要な技術・資格 パソコン操作等

▶担 当 課 町商工振興課(☎852・5222)

▶申込方法 町総務課で、募集要項と所定の応募書

式の提供を受け、必要事項を記入のう え持参してください。

▶申込期間 7月15日似まで

▶選考方法 面接試験を7月22日例に実施し採用の

可否を決定します(面接日程は別途通知し

▶勤務条件 詳細は募集要項をご覧になるととも に、疑問のある点は担当課または町総

務課に電話などで確認してください。

お問い合わせ 町総務課(☎852・5332)



ツキノワグマの目撃情報が町内で相次いでいます。 被害を未然に防ぐため、今まで以上の対策と警戒をお 願いします!

○住宅地での注意点

今まで出没していなかった場所で目撃されるケー スが増えています。住宅地でもクマと出会わない・ 引き寄せない行動を心がけてください。

- ●夕方から早朝にかけて、クマは活発に行動しま す。その時間帯に外出するときは特に注意して ください。
- ●生ゴミや残飯、果樹などを山や野外に捨てた り、放置したりしないでください。クマを引き 寄せる原因になります。

ご注意ください!

○山や野外での注意点

今年も県内で山菜取りをしていた方がクマに襲わ れる被害が発生しています。ツキノワグマに遭遇し ないためにも、以下のような対策をとって行動して ください。

- ●必ず二人以上で行動し、単独行動は避けてくだ さい。
- ●鈴や笛、ラジオなどを身につけ、周りに音を出 しながら行動しましょう。
- ●クマの足跡やフンを見つけた場合は、その先に は進まず、引き返しましょう。
- クマと出会ってしまったら、慌てずにゆっくり 後ろに下がり、静かにその場から立ち去りま

連絡先 町農林振興課 (☎852·5233)



平成30年5月18日に発生した豪雨災害時の湯ノ又橋付近(湯ノ又)の様子。内川川が氾濫し、町内に濁流が流れ込みました。

◆県河川砂防情報システムで河川水位などを確認できます

現在、町内の河川には、県が6か所に水位計を設置し「河川砂防情報システム」からご覧になれます。 ています。久保町内の馬場目川と、黒土町内の内川川の 2か所の水位計は、常時、河川の水位を確認できます。 竜馬橋、昭辰橋、中屋敷橋、富田橋の4か所には、一定 の水位で観測を始める簡易水位計(危機管理型水位計) が設置されています。

これらの水位は「県河川砂防情報システム」から、久 保の水位は「NHKデータ放送」からも確認できます。

また、県では、平ノ下町内の中屋敷橋に河川カメラを 設置し、本年5月から運用を開始しており、こちらも「県

なお、「県河川砂防情報システム」へは、以下のQRコー

ドからもアクセス できます。

> QRコードは こちらから↓





中屋敷橋の様子は、河川カメラからの写 真で確認できます。(5分ごとに更新)

◆河川水位に対する避難勧告等の判断の目安

町で定めている、河川の水位に対する避難勧告等の判断の目安は、以下のとおりです。(久保水位観測所、黒土水

警戒レベル	皆さんに 行動を促す情報	久保水位観測所の 発令目安の水位	黒土水位観測所の 発令目安の水位	皆さんがとる行動
5	災害発生情報	3.6 流以上	3.0 沅以上	既に災害が発生している状況であり、命を守る ための最善の行動をする。
4	避難指示(緊急)	3.6 ⊱⊼	3.0⊱⊼	速やかに避難先に避難する。 避難場所までの移動が危険と思われる場合は、 近くの安全な場所や、2階など自宅内のより安 全な場所に避難する。
	避難勧告	3.4 ⟨2.6⊱π⟩	(1.9 _{kn})	
3	避難準備•高齢者等 避難開始	3.1 ‱ (2.6‱)	(1.1 ‱)	高齢者等の避難に時間を要する人とその支援者 は避難する。その他の人は、避難の準備をする。

※警戒レベルは、5段階のレベル分けで危険度を分かりやすく示し、災害発生時に早期避難など命を守る最善の行動 をとるよう促すためのものです。

※カッコ内の数値は、今後の降雨状況によっては発令の目安となる場合があります。

お問い合わせ 町住民生活課(☎852・5112)

17 広報「ごじょうめ | 1032号 令和2年7月1日 KOHO GOJOME No.1032 2020.7.1 16